

令和3年5月11日

保護者の皆様

墨田区教育委員会
墨田区立小梅小学校

緊急事態宣言の延長に伴う感染症対策の徹底について

日頃より、本区の学校教育に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

報道等にもありますように、国は5月31日まで、緊急事態宣言を延長することを決定しました。区立幼稚園及び小・中学校については、感染防止対策を徹底するとともに、児童・生徒等一人ひとりが感染症対策を徹底するよう指導しながら、緊急事態宣言期間の解除まで、下記のとおり、学校運営を行うこととします。

つきましては、区立幼稚園及び小・中学校での感染症対策について、御協力いただきますようお願いいたします。

ただし、今後の感染状況により、対応については変更となる場合があります。

記

1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続します。

2 児童・生徒等に対する指導

(1) 学習活動について

- 家庭科における調理実習や音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動など、感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い学習活動は、学校の授業では行いません。また、幼稚園における一斉に歌う活動や大きな声を出す活動は行いません。

(2) 部活動について

- 緊急事態宣言の解除まで、原則として部活動は中止します。ただし、東京都中学校総合体育大会（東京都中学校体育連盟）の公式戦につながる地区予選大会及び第61回東京都中学校吹奏楽コンクール（東京都中学校吹奏楽連盟）につながる大会については校長の責任の下、部活動の実施を可とし、大会等参加に伴う練習は認めます。
- 大会等に参加する場合、学校からの通知を受け、参加する本人・保護者の同意書及び出場する大会等の14日前から大会等終了までお子様の健康観察表を提出してください。
- 大会等参加中は、学校と保護者等との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を伝えてください。

(3) 学校行事について

- 都県境を越える日帰りの校外学習は時期を変更したうえで実施します。
- 引き続き、複数学年が同一会場に集まる活動は行いません。
- 飲食を伴う学校行事は行いません。（お弁当や給食等は除く。）
- 宿泊行事は、緊急事態宣言解除後に十分な準備期間を確保し、以下のとおり実施します。

行事名	実施時期等	理 由
あわの自然 学園移動教室 (小学校5 年生)	6月中旬以降 (1泊2日に短 縮)	・区直営の施設であるため、準備が整い次第実施します。 ・施設・設備や現地の気候等の状況から、10月までに行事 を実施する必要があるため、日程を短縮します。
日光野外体 験活動(小学 校6年生)	9月以降(民間宿 泊施設と日程調 整中)	民間の宿泊施設を利用することにより、再度日程調整を する必要があり、相応の時間を要するためです。
中学校野外 体験活動(中 学校1年生)	6月中旬以降	現時点で、6月中旬以降の旅行計画が立てられているた めです。
中学校移動 教室(中学校 2年生)	1月以降	スキー教室については、今後の感染状況を踏まえて判断 します。 なお、 <u>農業体験を行う学校については、野外体験活動と同 様、6月中旬以降に実施します。</u>
修学旅行 (中学校3 年生)	9月以降(民間宿 泊施設と日程調 整中)	民間の宿泊施設を利用することにより、再度日程調整を する必要があり、相応の時間を要するためです。

(4) 児童・生徒等への個別の配慮

- 感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒等については、オンライン等を活用して授業の内容や課題を伝えるなど様々な工夫により個別に対応し、学習の保障を図ります。
- Wi-Fi環境がない家庭について
 - ・準要保護世帯は「家庭学習用モバイルWi-Fiルーター貸出」事業を活用できます。
 - ・準要保護以外の世帯についても、一時的に貸出を可能とする場合があるので、学校に相談してください。

3 御家庭での感染症対策について

ウイルスを家庭に持ち込まない行動を意識し、各家庭におかれましても、以下のような感染症対策を御協力願います。

- 3密の回避、正しい手洗い(アルコール消毒等)、咳エチケット(マスク着用等)
- 毎日の検温と健康観察表の記入、お子様の健康管理
- 十分な換気
- 手が触れる場所の消毒
- タオルなどを共用しない。
- 不要不急の外出は避ける。都県境を越える移動は自粛する。
- 買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限とする。
- 体調不良や重症化リスクの高い高齢者、基礎疾患がある方は、会食を極力控える。
- 同居している家族についても歓迎会等の会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

4 学校での感染症対策について

- (1) お子様や同居の家族が体調不良¹の場合は、医療機関を受診し、症状が軽快²するまでお子様の登校をお控えください。この場合、「欠席」扱いとはしません。

- 1 体調不良の症状(例) …発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、嗅覚障害、味覚障害

- 2 症状軽快の目安…解熱剤を使用せずに解熱しており、症状が改善傾向であること。
- (2) お子様がPCR検査を受けることになった場合は、「検査理由」、「検査日」、「検査機関」、「症状の有無」を学校に御連絡いただき、お子様の登校は控えてください。この場合も、「欠席」扱いとはしません。検査結果が出ましたら、御連絡願います。
また、保健所から濃厚接触者として自宅待機の要請が出た場合も「欠席」扱いとはしません。
- (3) 登校する際は、お子様に健康観察表、マスク、ティッシュ、ハンカチを持参させてください。
- (4) 登校時に健康観察表でお子様の健康状態を確認します。健康観察表を忘れていたり、記入漏れがあると、お子様の健康把握に時間を要するため、必ず記入の上、持参させてください。
- (5) 登校後に発熱等の症状が見られる場合は、保護者に御連絡しますので、お迎えをお願いします。
- (6) 教室は適切に換気し、多数の手が触れる場所は、毎日消毒を行っています。
- (7) 手洗い、マスクの着用を徹底します。
- (8) 屋外で人と十分な距離が確保できる場合等は、マスクを外すなど、活動の状況や児童生徒等の様子なども踏まえ対応します。

5 同居家族がPCR検査を受ける場合の児童・生徒等の登校の取り扱いについて次のとおりとします。

同居家族が受検するPCR検査等の事例	児童生徒等の登校の可否
① コロナを疑う症状があるために行うPCR検査	検査結果が出るまでは登校をお控えください。
② 濃厚接触者に行うPCR検査	
①②以外の理由で行うPCR検査 (例) ・同居家族が通う施設(学校・勤務先等)において、陽性者が発生し、保健所が施設内の感染拡大予防のために濃厚接触者に該当しない者に対して行う <u>集団PCR検査</u> ・同居家族の勤務先等(医療職・介護職等)が施設内の感染拡大予防を目的に行う定期的なPCR検査 ・旅行、海外渡航前に行うPCR検査 ・医療機関が手術・治療等の前に行うPCR検査	登校可とします。 登校をお控えになる際は、欠席扱いになりません。

検査の種類を問わず、同居家族等がPCR検査を受けることになった場合にも、「検査対象者」、「検査理由」、「検査日」、「検査機関」、「お子様の症状の有無」を必ず学校に御連絡ください。また、検査結果も御連絡願います。

【連絡先】

(学校名) 副校長 酒見 裕子

電話 03-3625-0321 平日 午前7時45分から午後6時まで

【お問い合わせ】

○教育活動について

教育委員会事務局指導室 03-5608-6307

○宿泊行事について

教育委員会事務局学務課事務担当 03-5608-6303

○感染症対策について

教育委員会事務局学務課給食保健・就学相談担当 03-5608-6305